

Title	非人寄場
Sub Title	
Author	幸田, 成友
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.4 (1917. 4) ,p.473(45)- 493(65)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

らる云々と説いて居る。ト―テム制度時代の血族團體を國家と呼ぶの必要は無
い、オッペンハイマーの所謂政治的手段の行はれぬ處に國家は無いので、而して政
治的手段は勿論緩和はされて往くが全然廢止されることは無いと思はれるから
余輩は自由公民團體も矢張り國家であると見做すものである。それでその他の
點に於ては大體はフォード教授の結論に賛成して可なりであるが進化の社會的
假説に聊か拘はれて居りはせぬかと思ふ。國家は土地を私有し妻を私有して協
同制度に反對せんとする個人主義の現はれてから起つたので個人主義を無視す
る國家は矢張り一種の變態たるに過ぎぬ。否かゝる國家には個人主義と世界主
義とが双方から壓逼を加へてその維持を困難ならしめねば已まぬのである。故
に又國家は世界的人道とも相背馳せぬやうにせねばならぬ。フォード教授の小
著を借りて現今に於ける國家の生物學的觀察の一端を説明しやうと云ふが本論
の目的である。

非人寄場

幸 田 成 友

生活難其の他種種の事情により郷里を逃亡して大都會に出づる者は、大概日雇
人足となり、奉公人となれど、中には柔弱にして勞役を厭ひ、或は病を獲て職を失ひ、
晝間は町家の門先に立ちて米錢を乞ひ、夜間は菰を纏ひて道路橋上に横臥せる者
も少からず、稱して野非人といひ、無宿・乞食・又、あ、こ、も、と、も、い、へ、り。

天保年間老中水野越前守忠邦が農村荒廢と都市人口の集中とを憂ひ、江戸北町
奉行遠山左衛門尉景元をして之が救濟策を調査せしむるに及び、野非人取締も自
ら一問題となれり。天保十三年五月、左衛門尉が南町奉行島居甲斐守忠耀と連名
にて上れる書類には、本問題に論及して曰く、野非人は無頼の無宿なれば、悉く之を
石川島人足寄場に收容すべく、之が爲に寄場建増の要あらば、同所附近の板材木炭

薪置場三千三百坪餘の地を公收し、炭薪置場は之を深川養生所附上納地へ移轉せしむべし。寄場人足は主として油絞に従事すれども、油絞人足の需要も際限あるものなれば、新規收容の輩には各自修得せる手業を爲さしむるは勿論、草履・草鞋・炭團・澆返紙等専ら日用品を作りて、之を廉價に賣却せしめ、或は公儀に於て堀浚・道普請等の手傳人足に使役し、且つ武家はいふに及ばず、何人にも希望次第寄場役所に申立て、土方として使役するを許すべし。然らば製品賣上代銀と人足賃銀とにより、夫食其他の入用を減ずるを得ん。但、寄場増設の費用・掛員の増加による手當筋等につきては、支辨の方法無ければ、勘定所との協議を要す。而して野非人中穢多非人の者もあるべけれど、格別の員數にもあるまじければ、淺草溜今の淺草千束町二丁目にありの後部二百坪餘の空地に小屋を造り、三年又は五年と年限を定めて收容し、寄場同様の晝間は手業場に出して非人相應の手業を爲さしめ、其の工賃を以て食料を補ひ、出精者は年限中なりとも小屋より出し、時宜により或は役非人とし、或は在々非人頭に割渡し、之に反して不届の所業ある者は、厳しく析檻を加へ、猶改悛せざる者は非人頭より彈左衛門に申立て、同人手限にて嚴重なる處分を行ふこととすべし。

尤も淺草溜と接續するを以て、食事も同所より焚出し、醫師も溜の醫師をして相兼ねしめなば、番人増加等は免るべからざるも、大いに費用を節約し得る所あるべしと。要するに左衛門尉の意見は野非人と稱し、非人の名義はあれど、多數は平人素生の者なれば、是等は人足寄場に合し、穢多非人の類に限り、非人小屋に收容せんとしたるなり。然るに右上書に對する越前守の指令を見るに、人足寄場増築は止むを得ざる策にして、至當の儀にあらず、前件の通江戶人別を嚴重に改め、在方より入來れる遊民を排斥せば、自然人數も減ずべき次第なれば、至急を要する問題にあらざるべしとあり。此に「前件の通」とあるは、人別改に關する取締方本誌十ノ八及十二に所載天保人別改令にして、越前守は右取締方だに立たば、將來野非人を減じ得べしと確信せしなり。人足寄場増設案は右の如く否決せられたれども、非人小屋新設案は越前守之に賛成の意を表し、此の儀然るべし、人足寄場は當時幕府より經費を支出せず、油絞を營みて費用を支拂へり。非人小屋も手業の利益を以て支出を償はしめ、別段幕府より經費を出すを要せざる仕法を立つべしと指令せり。

是に於て左衛門尉は組與力を派遣して淺草溜後部の空地を見分せしめ、間口貳

拾間・奥行拾間、貳百坪餘の地所を非人小屋敷地に撰定し非人頭の調査によりて收容人員を百人と定め、非人頭の調査に市中を徘徊せる無宿非人中全く彈左衛門の支那に屬すべきは貳百人内外にして而も所々に散在すれば小屋入となるべきは約百人ならんとあり奉行所用足白魚屋敷家主大工市兵衛に命じて、非人小屋及び附屬建物の普請仕様帳・入用帳を差出さしめ、又非人頭千代松をして小屋備付諸道具買入代銀・一年間の支出及び収入等の見積書を差出さしめたり。

市兵衛の仕様帳によると、惣構東側長さ貳拾間の所は在來の下水を幅三尺通埋立て、其の他の三方延長四拾間の所に、新に幅壹尺五寸、深さ貳尺の下水を掘立て、惣地坪は在來より壹尺通土を盛り、建坪の部分は更に壹尺の盛土を爲すものにして、此の入用銀七百七拾七匁と錢百九貫四百文なり。主なる建物は桁行拾四間・梁間貳間半・軒高さ壹丈の無宿小屋壹棟、桁行六間・梁間貳間半・軒高さ九尺の手業場壹棟、桁行七間・梁間貳間・軒高さ壹丈の上番人詰所、藥煎所、人足詰所壹棟、壹間半四方軒高さ八尺五寸の手業場見張所壹棟、貳間に壹間半給圖面によれば壹間半は貳間半の誤なり軒高さ七尺の無宿小屋(女非人)壹間四方軒高さ八尺の門番所にして、是等諸建物の附屬物并に門・塀・木戸等を合し、銀拾壹貫六百五拾七匁六分五厘と錢百貫文を要し、二口合計銀拾貳

貫四百三拾四匁六分五厘・錢貳百九貫四百文となり、金に換算すれば貳百三拾九兩壹分と銀拾貳匁五分七厘貳毛となる。町奉行所にては念の爲め同人仕様帳により千代松をして見積らしめたるに、其の總高は市兵衛の見積額を越ゆること、金五拾八兩と銀拾九匁六分八厘八毛なりき。

非人頭千代松提出の見積書によれば、小屋備付の諸道具類は帳面硯石硯箱用筆筒印肉箱藥鍋藥箆筒鍋釜行燈・居風呂桶盥・手桶等五拾貳項にて銀七百六拾六匁壹厘四毛を要し、非人小屋一ヶ月の入用は米薪炭・油蠟燭藥代・醫師兩人給分増賃・番人賃銀等貳拾八項にて米拾七石七斗・錢五拾三貫百文・銀壹貫七百五拾五匁七分六厘壹毛を要し、而して收容人員の手間賃は最初一日壹人につき草履草鞋三足を仕上ぐるものとして、一ヶ月の出來高九千足、百文に拾貳足として代錢七拾五貫文の内より、藁代拾八貫七百五拾八文を差引き、殘高五拾六貫貳百四拾八文、此の金八兩貳分と錢壹貫文となる。然れども着手後兩三年を経て熟練せば、一日壹人につき八足位を仕上げ得べく、一ヶ月貳萬四千足、百文に拾足として代錢貳百四拾貫文、藁代六拾貫文を差引き、殘高百八拾貫文、此の金貳拾七兩貳分と錢壹貫貳百四拾八文と

なる。故に最初三ヶ年は諸色入用を官給とし、一年分の手間賃を翌年度の入用の内へ返納することとし、四年目よりは手間賃を以て経費を支辨し得べしと信ずと上申せり。

市兵衛・千代松兩人の見積書は七八兩月中にそれ〴〵提出濟となりしかば、兩町奉行は十月二十六日越前守に答申して曰く、今度非人小屋に收容せんとする輩は、元來非人の手業を難儀として駆落せる者共なれば、修得せる手業無きは勿論にて、草履草鞋を作らしむるより他に途無し。人足寄場は貴諭の如く當時公儀の費用を要せざるも、右は寛政度創立以來年數を経て仕法完備せるが爲なり。無宿非人小屋も手業に熟練する者多きに至らば、衣服・食料・千代松手代の手當筆墨料・病人藥用等の経費は製品賣拂代銀を以て支辨するを得んも、之には相當の年月を要す。千代松の申立にも、新規の事業なれば見込確定せず、経費中減少すべきものあらんも、實施後にあらざれば明言し難し。且、無頼懦弱にして窮屈なる職業を厭ひ、道路往來に起臥せる無宿非人共に手業を授くとも、容易に之を修得せざるべく、一旦非人小屋賄方を引請け、後來に至り経費不足等の事あらば如何にすべきか、懸念に堪

へずとあり。要するに最初三ヶ年間は入用一切を官給とし、年限中は製品賣拂代銀を下付金中より差引き、四年目より右賣拂代銀を以て諸入用を支辨せしむることとするも、小屋修繕費を官給とするの要あり。而して非人小屋出來次第、彈左衛門に命じ、無宿非人を狩込ましめ、之を千代松に引渡し、同人をして手業を教へしめ、製品賣捌高は千代松に於て巨細帳簿に記し、毎月左衛門尉方に届出で、賞罰は千代松より彈左衛門に申立て、同人手限にて小屋入を免じ、或は嚴重なる刑罰を加へしむべく、又毎月一兩度づつ市中取締掛與力をして小屋を巡視せしむべしと。

十二月六日、越前守より非人寄場建設の儀は伺濟と心得、早早着手すべしとの内命あり。翌十四年三月二十五日、人別改令六通を越前守より左衛門尉の後任たる阿部遠江守正臧に交付するに及び、非人小屋取建非人取扱方其外都而書面の通可_レ被_レ心得候事との指令ありたり。非人寄場といひ、非人小屋といふも、全く同一物なりと知るべし。

非人寄場建設の議熟すると共に、一方に於ては市中を徘徊せる野非人の狩込を行ひ、舊里歸農を命じたるが如し。天保十三年十一月の觸書に、今般御府内を立廻

れる無宿并に野非人等を町奉行所にて召捕り、糺問の上男女ともそれ〴〵舊里へ歸郷を命じ、御料は其の地の奉行所又は御代官・御預所の役人、萬石以上は領主家來、又萬石以下の知行・給知并に寺社領の分は家來并に村役人等を呼出し、當人を引渡すべきを以て、單に無宿たるに止まるか、或は格別の罪科無き者は、村役人并に親類に引渡し、厚く教諭を加へ、改心歸農せしめ、又は漁獵其他の勞役を執らしめ、舊里を離れざるやう取計ふべしとあり。但し是等無宿野非人の狩込引渡等の事實に就きては其の詳細を語るを得ざるなり。

非人寄場設立後の状態も亦明かならず。されど當初の豫定の如く、四年目即ち弘化四年三月以後、官費の補給を仰がず、製品賣上代銀のみを以て維持せんことは、到底不可能の状態にありき。是を以て同月北町奉行鍋島内匠頭直孝は南町奉行遠山左衛門尉景元と議し、右費用につき老中阿部伊勢守正弘に伺書を呈したり。然るに翌嘉永元年九月伊勢守より交付せられたる指令には、元來穢多非人の身分進退は彈左衛門方にて取扱ふものなれば、同人方にて取締るを當然とす。故に寄場を同人に引渡し、取計方を一任せば、非人頭車善七よりは勢力重ければ、番人其の

外猶一段の仕法を立て、大いに諸經費を減じ、製品賣捌代銀にて支辨し得るやも知るべからず。故に彈左衛門の意見を徴し、再應上申あるべしとあり。仍て彈左衛門に調査を命じたるに、累年の借財にて寄場引請の件速答に及び難しと愁訴し、再三延期を請ひ、漸く翌二年二月十五日を以て答書を上れり。

此の答書は内匠頭の後任牧野峻河守成綱が到底實行せらるべき仕法と認めずといへるを以て見れば、紹介の要なきが如きも、本書及び之に附屬せる見積書中には、希有の史實を含めるを以て、其の要領を記述すべし。彈左衛門曰く、元來寄場人足の手業は當方手下の營める職業の内を撰ぶべき筈なるが、圍内手下の渡世向は品數少く、革屋・太鼓屋・雪踏職のみなり。然るに寄場入を命せられたる野非人は、身持放埒にて兩親の勘當を受け、或は渡世向未熟にして奉公成り難く、家を離れて無宿となりたる者共なれば、今更前記の職業に従事し得べきにあらず、草履・草鞋・竹皮草履等を作るの外、他に執らしむべき業無し。縱令彼等に嚴命を下し、番人・手代をして監督せしめ、従前に比し好成績を擧ぐるとするも、之を以て寄場の費用を支ふるに足らず、假に收容人員を百人とし、番賃其の他買上品中減少し得る限りを減少

するも、尙一ヶ年金千三拾兩三分と銀七匁八分五厘五毛を要し、製品賣捌代銀は漸く金貳百兩壹分貳朱と銀六匁にして、差引金八百貳拾兩壹分貳朱と銀壹匁八分五厘六毛の不足額を生ず。當方に一手取締を命ぜらるるは冥加の次第なれば、一議に及ばず承引すべき筈なれど、毎年の不足額前記の如し。之を補はんと欲するも當方は累年困窮にて殊に多分の借財あり、又圍内手下共は往古より御仕置其の他の公用を奉せるを以て、此の上負擔を増し難く、さりとて在方長吏の負擔も亦輕しといふを得ず、即ち彼等は斃牛馬の皮を取入るるを職場と稱し、右年貢銀を當方に納るる外、家別役銀なるものを納め、此の分も先年より年限を定めて五割増納を命じ、年限盡くる毎に延期して以て今日に至り、未納者も亦少からずとせず。加ふるに彼等とても居住地の御役用を勤め、當方より引渡者ある時は其の入用を辨じ、又當方用向には村繼人足を勤め居れり。されば今般非人寄場御用を命せられたる趣を村村長吏小頭并に行事等に論達し、家別に出銀を爲さしむるとせんか。配下長吏の家數約六千軒、一軒につき従前の家別役銀以外に壹匁宛を出さしむるとするも、合計金百兩餘にして、到底寄場入用を支ふるに足らざるなり。案ずるに御府

は兩番所支配にして、地面を所有するは町家中にても商賣手廣の大家なれば、地面壹ヶ所につき一日銀壹厘三毛餘、一ヶ月銀四分宛を毎月助成として出銀あらば、別紙見積書の如く非人寄場を永續せしめ得べし。寄場入を命ぜらるる輩は身に蕪を纏ひ、町家店先に立塞り、米錢を乞へる無宿野非人共なれば、彼等を狩込みて一所に收容するに對し、若干の助成を希望するも、全く理無きにあらざるべし。又市中にて牛馬の皮毛類を使用する諸職又履物渡世の向より助成を請はんと欲すること、別紙の如し。要するに非人寄場の維持には前記の如き多額の金高を要し、容易に承諾の上後來故障を生せば、由々しき大事なるを以て、覆藏無く所見を陳述すといひ、添ふるに三通の書類を以てせり。

三通の書類中第一は非人寄場一年の支出内譯にして、收容人員百人に對する二季仕着食料炭・薪・油・蠟燭・藥代・醫師兩人給金等拾七項にて金六百三拾貳兩貳分と銀七匁八分五厘六毛、晝夜番人賃銀三百九拾八兩壹分、二口合して金千三拾兩三分と銀七匁八分五厘六毛と見積れり。番人賃銀が總計費の三分一以上を占むるは注意すべき現象なり。第二は御府内全町人持地を壹萬三拾屋敷と見積り、壹屋敷一

ケ月銀四匁八分、年額金八百貳兩壹分貳朱と銀壹匁五分の助成銀の外、新吉原町の遊女より壹人一ケ年五匁、千住宿四ケ町同下宿中村町品川宿内藤新宿板橋宿の飯盛女より壹人一ケ年三匁、合計金五百七兩壹分貳朱と銀三匁五分の助成銀を得んとする見積にして、第三は御府内の雪踏屋草屋、馬具屋草煙草入屋、鞆師屋より壹軒一ケ月三匁、下駄屋麻裏草履屋鼻緒屋三味線屋より貳匁、筆屋より壹匁五分、合計金五百六匁八兩三分貳朱と銀壹匁五分の助成銀を得んとする見積なり。詳細の數字は附録を見よ

彈左衛門の上書と三通の見積書とを比較點檢するに、不審の箇條少からず。前記の如く寄場一ケ年の入費を金千三拾兩三分と銀七匁八分五厘六毛、同收入を金貳百兩壹分貳朱と銀六匁と見積りたれば、差引不足額は金八百貳拾兩壹分貳朱と銀壹匁八分五厘六毛なり。然るに三口助成銀の總額は金千八百七拾八兩貳分貳朱と銀六匁五分にして、差引金千五拾八兩壹分と銀四匁六分四厘四毛の過剰となる。此の過剰額を彈左衛門は如何に處分せんとするか。尙又遊女、飯盛女より助成の出銀を爲さしめんとすること、本文中一言隻句も之に及ばず、突如として之を見積書中に記載せり。況や此の助成銀を徴せずとも、他二口の助成銀によりて、優

に不足額を補ひ得るに於てをや。

是より先、嘉永元年十月二十三日夜、淺草溜に出火あり、非人寄場現在人員拾貳名を一時解放したるに、鎮火後早速歸來したるを以て、非人頭善七より慈悲願を出し、官之を容れて拾貳名の寄場入を免じ、夫夫へ引渡したりしかば、爾來寄場は空虚となり、晝夜の番人は無賃にて善七より差出しき。然るに今度彈左衛門の提出したる意見は實行し難きものなりしかば、駿河守は左衛門尉に牒し、目下寄場に收容を要する者ありとも、僅少の人数にては徒に番人手當に多分の金錢を要し、頗る不經濟なれば、寄場取立以前の如く彈左衛門に引渡し、同人の再調査を待つべしといひ、左衛門尉の同意を得て、四月中旬右書類を却下し、再調査を命じたり。

彈左衛門第二回の意見書は本文を見るを得ざれども、其の趣旨は府内町人持地面小間壹間につき銀七厘づつの助成を受け、其餘は配下より助成銀を出さしめて、非人寄場を維持せんといふにあり。小間は公役賦課の標準にして、享保の改正に拾三萬五千四百拾貳間餘とす。之に一ケ月銀七厘を乗ずれば、年額百拾三貫七百七拾壹匁貳分八厘、此の金千八百九十六兩貳朱と三匁七分八厘にして、前回見

積書の三口總額より少しく多し。以上嘉永五年二月兩町奉行より伊勢守に呈したる伺書による、同書に彈左衛門初度差出候趣は御府内町人所持地面小間壹間一回の四分を七厘に減じたるに當り、年額八貫四百貳拾三匁貳分、此の金百四拾兩壹分貳釐と七厘なり、之に彈左衛門配下の助成銀を百兩と見て加算するも、寄場壹ケ年の不足額を距ること遠し、尙右の伺書には上文に續きて新吉原町遊女并四宿旅籠屋飯盛女人數に應壹人銀三匁、雪駄屋下駄屋麻草屋草屋草屋三味線屋筆屋馬具屋革類草入屋煤師等壹軒銀三匁、助成受、非人寄場貳方致し度旨申立候とありて、都て三匁と一定して記載すれど、彈左衛門の見積書によれば、五匁三匁貳匁壹匁五分等の差あり、彈左衛門の見積書と町奉行が其の要を摘める書類とに此の如き差異あるは、何の故なるかを知らず。

町奉行所にては再び本案を却下し、更に勘考の上申出づべしと達したるに、彈左衛門より右の外他に仕法無しと斷言したり。仍て駿河守の後任なる井戸對馬守覺弘は嘉永三年十二月に至り、伊勢守に上るべき伺書草案を作り、之を左衛門尉に示して其の同意を得たり。草案には先づ非人寄場入用減少の儀につき、先役内匠頭が伺書を出したる事より、再應彈左衛門をして仕法書を出さしめたる顛末を略叙し、官邊より費用を給せずして寄場を維持し得る良策無しと斷じ、次に無宿片附方につき、弘化二年十二月同四年四月評定所一座より言上したる趣旨を概説し、去る天保十三年十一月無宿并野非人引渡の觸書出で、右引渡人中或は所役人の命を奉せず、拘禁せざれば他人の害となり、或は度度出奔する類は、公料・私領を問はず、寄

場を作りて收容すべしとありしより、寄場取建方其他につき諸方より問合あるに及べり。然るに右觸書以後御府内に於て無宿非人の徘徊するもの邂逅となりたれば、奉行所にては本令發布以前の狀態に復し、享保御定書第八十の箇條に基きて無宿片附方を取計ひ、特に拘禁を要する者に限り、寄場入を命じたりといひ、一概に野非人と稱するも、平人素生の者多く、非人素生の無宿非人は却て少數なり、平人素生の者は御定書により取計ひ、其中非人手下を望む者は彈左衛門に引渡し、同人の取締に任じて可なり、又非人素生の無宿にして當時徘徊するは僅少なれば、非人寄場に收容せず、十三年令以前の如く、彈左衛門に引渡すも取締方に差支無ければ、寄場を閉ぢ、之が取壊を命せらるべしと結べり。

此の伺書案は左衛門尉の同意を得たるに拘らず、伊勢守への進達は一時中止となれり。そは町奉行所内部に於て町會所金を流用して寄場永續の策を建てたる者ありしが爲なりしも、之も實行に至らず。兎角する内非人頭善七より、寄場の朽腐甚だしく、大風に際し崩壊の憂あれば、至急修繕を加へられたしとの願書を出し、寄場の處置は捨置難きこととなれり。是に於て嘉永四年十二月對馬守は前記伺

案に若干の訂正を加へ、非人寄場建設以後九年を經、一體濕地にて朽腐強く、大破に及び、烈風の節は倒壞の恐ありとして、善七より修復方出願に及びしを以て、檢分の與力を派遣したるに、九分通の修復を要し、新規普請と同様多分の費用を要すべし。然るに前文の如く永續の仕法とても無ければ、良策を得るまで一時取片附くべきか。且弘化四年非人寄場を以て石川島寄場人足の非常立退場と定められたれば、向後寄場人足立退場は非人寄場建設以前の如く心得べき旨、兩奉行より寄場奉行に達すべしと結び、左衛門尉の同意を求めたり。左衛門尉は訂正案に同意した。だ最後の寄場人足立退場につき注意を加へ、寄場行方源兵衛と交渉の後、非人小屋建設以前の如くとあるを、明らかに品川淺草兩溜に立退くべしと改め、愈嘉永五年二月を以て右伺書を伊勢守に呈したり。

是歲八月十日烈風雨あり、寄場の傾斜甚だしく、應急の手當を施せしが、翌六年五月廿一日桁行拾貳間梁間・貳間半の非人小屋東方に崩壞し、其の隣なる貳間に貳間半の小屋も歪み、危險の状態に陥りしかば、差當り崩壞せる小屋を疊み、此の旨兩町奉行より伊勢守に届出で、次いで寄場全部を疊み、六月三日同様届出を爲せり。時

の北町奉行は井戸對馬守覺弘、南町奉行は池田播磨守頼房なり。

附 録

- 一 銀貳拾五貫百六拾九匁四分
- 非人寄場入のもの一日百人、壹ヶ年日數參百五拾四日、人數三萬五千四百人、此雜用壹人ニ付銀七分壹厘壹毛宛
- 一 銀五百五拾五匁
- 魚油三石、但壹升ニ付銀壹匁八分五厘、壹ヶ年分見積
- 一 銀百六拾壹匁八分八厘
- 蠟燭千百四拾挺、但拾挺ニ付銀壹匁四分二厘宛、壹ヶ年分見積
- 一 銀三拾匁
- 筆百貳拾對、但四拾對ニ付銀拾匁宛、壹ヶ年分見積
- 一 銀拾五匁
- 墨貳拾四挺、但拾挺ニ付六匁五分宛、壹ヶ年分見積
- 一 銀貳百四匁四分八厘
- 藏半紙九拾六束、但貳百枚切壹束ニ付銀貳匁壹分三厘、壹ヶ年分見積
- 一 銀壹貫五百四拾四匁四分
- 焚炭七百九拾貳俵、但拾俵ニ付銀拾九匁五分、壹ヶ年分見積

- 一 銀四百三拾八厘
- 一 澆返鼻紙拾五萬三千六百枚但千枚ニ付銀貳分八分、壹ケ年分見積
- 一 銀八百四拾分
- 一 辦四千貳百束但百束ニ付銀貳拾分、壹ケ年分見積
- 一 銀百七拾五分
- 一 蓮三百五十枚但壹枚ニ付銀五分、壹ケ年分見積
- 一 銀五分三分三厘六毛(?)
- 一 竹箒貳拾四本但壹本ニ付銀貳分四厘五毛(?)、壹ケ年分見積
- 一 銀六分五分六厘(?)
- 一 實濃箒四十八本但壹本ニ付銀壹分四厘、壹ケ年分見積
- 一 銀六拾分
- 一 草履六百足但壹足ニ付銀壹分壹ケ年分見積
- 一 金拾貳兩
- 一 醫師貳人給金但壹ケ月金貳步宛、壹ケ年分
- 一 銀三貫分
- 一 二季仕着百人ト見積
- 一 金六拾兩
- 一 藥代壹ケ年分見積
- 一 金貳拾四兩

損所繕其外臨時請入用一ケ年分見積

一 金九拾六兩ト銀三拾貳貫百九拾七分八厘壹厘六毛

此金六百三拾貳兩貳分ト銀七分八厘五厘六毛

一 銀貳拾三貫八百九拾五分

同盡番人一日貳拾四人壹ケ年人数八千四百九拾六人壹人ニ付銀貳分宛同夜番人一夜拾三人
同人数四千六百貳人壹人ニ付銀壹分五分宛積

此金三百九拾八兩壹分也

貳口

一 金千三拾兩三分ト銀七分八厘五厘六毛

右之通見積に御座候以上、

酉二月十五日

淺草 彈左衛門印

一 銀四拾八貫百四拾四分

此金八百貳兩壹分貳厘ト銀壹分五分

是は御府内全町人持地壹萬三百五拾屋敷と見積平均壹ト屋敷ニ付壹ケ月銀四分宛、壹ケ年銀
四分八厘此の數字に誤算あり、壹萬三百五拾屋敷ならば銀四拾九貫六百八拾目となる若し銀
四拾八貫百四拾四分の數字を正しとすれば町人持地は壹萬三拾屋敷ならざるべからず、

一 銀貳拾四貫百五拾五分

是は新吉原町遊女屋貳百九拾五軒遊女四千八百三拾壹人、壹人ニ付壹ケ年銀五分積

一 銀壹貫百四拾三分

一 是は千住宿四ヶ町旅籠屋三拾軒、飯盛女三百八拾壹人、平均壹人ニ付銀三匁宛積、銀七百八拾匁

一 是は同下宿中村町旅籠屋拾五軒、飯盛女貳百六拾人、平均壹人ニ付銀三匁宛積、銀貳貫九百三拾四匁

一 是は品川宿旅籠屋九拾三軒、飯盛女九百七拾八人、平均壹人ニ付銀三匁宛積、銀九百九拾匁

一 是は内藤新宿旅籠屋貳拾五軒、飯盛女三百三拾人、平均壹人ニ付銀三匁宛積、銀四百四拾四匁

一 是は板橋宿飯盛女百四拾八人、平均壹人ニ付銀三匁宛積、銀三拾貫四百四拾六匁

一 直し金五百七兩壹分貳朱と銀三匁五分、右之通見積ニ御座候以上、

酉二月十五日

淺草 彈左衛門印

一 銀六貫七百三拾貳匁

一 雪踏屋百八拾七軒、壹軒ニ付壹ヶ月銀三匁宛、壹ヶ年分ニ御座候、銀拾壹貫八拾八匁

一 下駄屋四百六拾貳軒、壹軒ニ付壹ヶ月銀貳匁宛、壹ヶ年分ニ御座候、銀六貫四百八拾匁

一 麻裏草履屋貳百七拾軒、壹軒ニ付壹ヶ月銀貳匁ツ、壹ヶ年分ニ御座候

一 銀貳貫三百五拾貳匁

一 鼻緒屋九拾八軒、壹軒ニ付壹ヶ月銀貳匁宛、壹ヶ年分ニ御座候、銀壹貫四百四拾匁

一 草屋四拾軒、壹軒ニ付壹ヶ月銀三匁宛、壹ヶ年分ニ御座候、銀壹貫四百拾六匁

一 三味線屋五拾九軒、壹軒ニ付壹ヶ月銀貳匁宛、壹ヶ年分ニ御座候、銀壹貫六拾貳匁

一 筆屋五拾九軒、壹軒ニ付壹ヶ月銀壹匁五分宛、壹ヶ年分ニ御座候、銀貳貫四百八拾四匁

一 馬具屋六拾九軒、壹軒ニ付銀三匁宛、壹ヶ年分ニ御座候、銀七百五拾六匁

一 草たばこ入屋廿壹軒、壹軒ニ付銀三匁ツ、壹ヶ年分ニ御座候、銀三百貳拾四匁

一 饅頭屋八軒、壹ヶ月壹軒ニ付銀三匁宛ニ御座候此の數字に誤算あり、八軒ならば銀貳百八拾八匁となる、銀三百貳拾四匁を正しとすれば九軒ならざるべからず、

一 此金五百六拾八兩三分貳朱銀壹匁五分

一 右之通見積ニ御座候以上、

酉二十五日

淺草 彈左衛門印